

会 議 録

会議の名称	令和５年度第２回本庄市地域包括支援センター運営協議会
開 催 日 時	令和６年３月８日（金） 午前 午後 １時 ３０分から 午前 午後 ２時 １４分まで
開 催 場 所	本庄市役所 ２階 職員厚生室
出 席 者	委員：高橋茂雄委員、高橋公男委員、竹内靖委員、金井安枝委員、 恒屋昌一委員、富沢峰雄委員、太田行信委員、大塚進委員、 五十嵐清美委員、金子健一委員、江原裕美委員 地域包括支援センター：（本庄西地域包括支援センター）羽生氏 （本庄東地域包括支援センター）河田氏 （本庄南地域包括支援センター）赤塚氏 （児玉地域包括支援センター）富田氏 事務局：山田福祉部長 介護保険課：丸山課長、土屋課長補佐 生活支援課：三井田課長、吉田課長補佐 高齢者福祉課：内田課長、宮前課長補佐、山口係長、木村主査
欠 席 者	なし
議 題 （次 第）	１ 開会 ２ あいさつ ３ 議題 審議事項 （１）本庄市地域包括支援センター運営方針（案）について 報告事項 （１）令和５年度の市及び地域包括支援センターの事業評価について （２）介護予防支援等委託先事業所について （３）令和６年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援 交付金の集計結果について ４ その他 ５ 閉会
配 付 資 料	１．令和５年度第２回本庄市地域包括支援センター運営協議会会議次第 ２．本庄市地域包括支援センター運営協議会委員名簿 ３．資料１：本庄市地域包括支援センター運営方針（案） ４．資料２：令和５年度市及び地域包括支援センターの事業評価について ５．資料３：介護予防支援等委託先事業所について ６．資料４－１：令和６年度市町村保険者機能強化推進交付金及び介護保 険保険者努力支援交付金の集計結果 ７．資料４－２：令和６年度市町村保険者機能強化推進交付金及び介護保 険保険者努力支援交付金に係る評価指標 ８．報酬支払明細書
その他特記事項	・発言した委員の氏名は公表しない。
主 管 課	高齢者福祉課

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局	定刻となりましたので、ただいまより、令和５年度第２回本庄市地域包括支援センター運営協議会を始めさせていただきます。 皆様方におかれましては、ご多用のところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。 (事前資料及び当日配付資料確認) 資料に不足等がございましたらお申し出ください。
事務局	続きまして、お手元の委員名簿をご覧ください。今回、本庄市老人クラブ連合会からご推薦いただいております委員が辞退され、令和５年１２月１日から、後任の委員が就任されました。 一言ごあいさつをお願いいたします。
新委員	(自己紹介)
事務局	ありがとうございました。
事務局	これより会議に入らせていただきますが、本日の会議は２部構成となっております。 はじめに、地域包括支援センター運営協議会を開催させていただき、終了後、引き続き地域ケア推進会議を開催します。 この地域ケア推進会議でございますが、平成２５年度厚生労働省通知にて、地域包括支援センター運営協議会が地域ケア推進会議を兼ねることができるとされており、平成２８年度第１回運営協議会にて地域ケア推進会議を兼ねることについてご了承いただき、平成３０年度より地域ケア推進会議を開催しているところでございます。
事務局	それでは地域包括支援センター運営協議会の開会にあたりまして、会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	皆様お疲れのところご出席いただきましてありがとうございます。 本日は今年度２回目ということで、また任期内の最後の会議となります。４月からは新たな委員で本協議会を構成していきますが、職員の異動もあるかと思えます。色々と齟齬がでないよう、綿密に引継ぎ等を行っていただければと思っております。 スムーズな会議進行ができるよう、ご協力をよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。
事務局	本日は、１１名全員のご出席をいただいておりますので、運営協議会設置要綱第５条第２項の規定により２分の１以上に達しておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

事務局	なお、本運営協議会は設置要綱第6条により公開することになりますので、ご了承ください。本日は会議開始前に傍聴の申し出はありませんでした。
事務局	それでは議題に入ります。 議長は、運営協議会設置要綱第5条第1項の規定に従いまして、会長にお願いいたします。
議長	議事の進行につきまして、皆様のご協力をお願いいたします。 まず、議事録署名人の指名を行います。名簿順で、本日は高橋公男委員と竹内委員に議事録署名人をお願いします。
委員	よろしくお願いします。
議長	それでは、審議事項（1）「本庄市地域包括支援センター運営方針（案）について」、事務局から説明願います。
事務局	それでは「本庄市地域包括支援センター運営方針（案）について」ご説明いたします。 （資料1について、事務局による説明） 以上でございます。
議長	ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問等ありましたらご発言をお願いします。
議長	無いようですので、事務局説明のとおり、審議事項（1）「本庄市地域包括支援センター運営方針（案）について」、了承することにご異議ありませんか。
委員	異議なし
議長	異議なしとのことですので、運営方針（案）については了承されました。皆様（案）を消してください。
議長	次に、報告事項（1）「令和5年度の市及び地域包括支援センターの事業評価について」を、事務局から説明願います。
事務局	それでは「令和5年度の市及び地域包括支援センターの事業評価について」ご説明いたします。 （資料2について、事務局による説明） 以上でございます。
議長	ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問等ありましたらご発言をお願いします。
委員	資料2について、印刷が白黒であり、各表の線がどちらの線なのかかわかりづらいため、色分けするか、実線と点線で分けるか等の対応をお願いします。
事務局	申し訳ございませんでした。カラー刷りで対応いたします。
議長	他に質疑はありませんか。

委 員	3 ページ目ヒアリングに関しまして、3 点ご質問させていただきます。 1 点目は、高齢者虐待・権利擁護につきまして、市と連携して支援しているとうございます。生活支援課と連携しながらということでございますが、本庄市には高齢者虐待防止ネットワーク会議がありますが、そのネットワーク会議が開催されていないことについて、お考えをお伺いします。 2 点目は、介護予防マネジメントにつきまして、委託が厳しくなっているとございます。状況はわかりますが、例えば、直営、委託でやっている件数の推移が分かれば、お示してください。 3 点目は、その他につきまして、複合的なニーズを持つ相談が増えているとうございますが、複合的なニーズというのは何を指し示しているのか、お答えください。 以上です。
議 長	ただいまのご質問について事務局より回答をお願いします。
事務局	1 点目のご質問にお答えいたします。 高齢者虐待防止ネットワーク会議につきましては、今年度は1 月 1 8 日に開催させていただき、高齢者虐待の実態やそれぞれケースに応じたご報告をさせていただいております。 以上でございます。
議 長	その他の 2 つの質問に対する回答をお願いします。
事務局	2 点目のご質問にお答えいたします。 介護予防ケアマネジメントの直営と委託の推移につきましてはですが、正確な数字は把握しておりませんが、現在は半分半分ぐらいの割合だったと記憶しております。正確な数字につきましては、後日改めてお答えさせていただければと存じます。 3 点目の複合的なニーズにつきましては、高齢者宅に伺った際に、高齢者のお子さんが精神疾患を持っているとか、引き込みりであるとか、発達障害があるといったような、高齢者本人のみならず、その家族への支援も必要であるような相談が最近は増えていると伺っております。 以上でございます。
議 長	委員どうぞ。
委 員	2 点目ですが、直営と委託の比率が半々くらいとお答えいただきましたが、厳しくなっているということは、以前は委託が多く、直営が少なかったという意味合いで捉えてよろしいのかということ。 また、複合的なニーズは、子ども子育ての関係が絡んでいるということだと思いますが、それが単純に複合的なニーズということなののでしょうか。 もっと、例えば、家庭環境などの様々な事情や事案があるかと思います。ということは、複合的なニーズという曖昧な言葉で記載せず、詳細に記載するべきであり、もし記載できないのであれば、色々とか、各種のとか、そういった形で表現を変えた方が良く考えますが、その 2 点につきまして、

	再びお伺いします。
議 長	事務局から回答をどうぞ。
事務局	委託が受けてもらえなくなり、直営の件数が増えているという包括と、市外の事業所に委託を広げ、まだ何とか受けてもらえていますという包括がありました。
委 員	市の文書として、委託が厳しいという表現はいかがなものでしょうか。委託することが厳しくなっているという表現が曖昧だから申し上げているのであって、例えば、委託事業所が処理できる件数がこのぐらいであり、直営で処理している件数がこのぐらいである、傾向として直営が増えている、昨年度はこうだった、今年度はこうだった、というように書いていただいた方が良いと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	具体的な表現でなく、大変申し訳ございませんでした。 厳しいという表現ですとか、複合的なニーズという表現につきまして、改めて具体的な表現にさせていただきたいと思います。
委 員	結構です。
議 長	他に質疑はございますか。
委 員	高齢者虐待ということで、2点ご質問させていただきます。 1点目ですが、高齢者虐待防止法は2005年に制定され、65歳以上の高齢者に対して、身体的虐待、介護放棄、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待とございます。 高齢者を虐待したとき、虐待にあたるかどうかの判断は、診察や問診をした際に医師が判断するものなのでしょうか。 2点目ですが、本庄市に高齢者虐待防止マニュアルがございしますが、そのマニュアルに沿った虐待の対処をするということによろしいでしょうか。
議 長	虐待の判断はどなたがするか、マニュアルはどうなってるかですね。事務局からお願いします。
事務局	1点目に、高齢者の虐待の判定につきましてですが、一般市民からの通報、警察からの通報等が入りましたら、地域包括センター等と調査し、会議を開きまして、高齢者の虐待に該当するかどうかの決定をさせていただいております。 2点目ですが、高齢者虐待マニュアルが本庄市の方にございまして、それに基づきまして対応をさせていただいております。 以上でございます。
議 長	よろしいですか。
委 員	はい。
議 長	2ページ目の最後に、保健師ではなく、保健師に準ずるものとしての看護師を配置しているためとありますが、准看護師のケースはありませんか。
事務局	准看護師につきましてはございません。
議 長	わかりました。

	他に質疑はありませんか。ないようでしたら、報告事項（１）はこれで終わります。
議 長	それでは、次の報告事項（２）「介護予防支援等委託事業所について」を事務局から説明願います。
事務局	それでは「介護予防支援等委託事業所について」ご説明いたします。 （資料３について、事務局による説明） 以上でございます。
議 長	ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問等ありましたらご発言をお願いします。
委 員	最後におっしゃったことをもう一度お願いできますか。 来年度以降に検討するとおっしゃったことについて、具体的にどういうことでしょうか。
議 長	ただいまのご質問について事務局より回答をお願いします。
事務局	令和６年４月に介護保険法の改正が予定されておりますが、地域包括支援センターが担っております指定介護予防支援事業所としての機能を、指定居宅介護支援事業所に拡大し、指定をすることが可能となる法改正でございます。 本市におきましても、委託をうけていただける件数が少なくなっているという現状がございますので、指定につきましても、検討してまいりますというところで、ご説明申し上げた次第でございます。
委 員	先ほどおっしゃっていた直営と委託について、センターの直営をやめていく方針というふうに理解してよろしいでしょうか。
事務局	やめるということではありませんが、指定を拡大するという解釈になるかと存じます。
委 員	そうしますと、先ほどの文言で厳しくなっておりという話ではなく、法改正により、そのような方向性が決まってるということではないのでしょうか。 厳しくなっておりという文言は必要ないのではないのでしょうか。 直営を少なくしたい、委託を多くしたいという方向性が決まっているということですか。
事務局	センターが直営で抱える部分を、指定をすることにより負担を減らしていくということですが、指定居宅介護支援事業所へ介護予防支援事業所の指定をした際、センターが介護予防支援にどのように関与するかは国から示されておらず、これから検討していくところでございます。はっきりしたことは申し上げられず申し訳ございません。
委 員	はい、わかりました。 不明ということで理解しました。
委 員	議長よろしいでしょうか。

議 長	どうぞ。
委 員	センター業務を受けている法人からしますと、事業計画や予算の関係で、大枠だけでも早めにお示しいただくと助かります。 他の町からは、すでにアンケートが来ておりましたので、本庄市においても、早めに決めていただければと思います。
事務局	かしこまりました。
議 長	他に質疑はありませんか。 ないようでしたら、次の報告事項（３）「令和６年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の集計結果について」を事務局から説明願います。
事務局	それでは「令和６年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の集計結果について」ご説明いたします。 （資料４－１、４－２について、事務局による説明） 以上でございます。
議 長	ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問等ありますか。
委 員	本庄市の点数が比較的高く出ているということで喜ばしいと思いますが、項目でバラつきもあり、特に、保険者機能強化推進交付金の目標３、介護人材の確保その他のサービス提供基盤の整備について、外より少し低くなっていますが、どのような理由で低くなってるのか、お判りになりましたら教えていただければと思います。
議 長	ただいまのご質問について事務局より回答をお願いします。
事務局	介護人材につきましては、全国的に不足している事情は本市も変わらない傾向でございまして、対応をしていかなければということで、令和４年度から、厚生労働省のカリキュラムに基づく、介護に関する入門的研修というものを実施しております。 介護人材の確保に対しましては、なかなかすぐ効果が出るような政策というのは難しいところではございますが、少しずつ進めているという状況で低くなってるものと思われまます。今後、このあたりが伸びていくような努力をしていく必要があると認識しておりますので、ご理解いただければと思います。
委 員	ありがとうございます。 介護人材は、求人をかけてもなかなか難しい状況がございます。自治体によっては、人材を呼び込むために色々な政策を打ち出しているところもありますので、参考にいただきながら、本庄市の介護サービスが滞りなく提供できるようにご尽力いただければと思います。 以上でございます。
議 長	この目標３について、確かに本庄市は低いですが、全国的にどうなのでし

	ようか。全国の点数でもこの部分は低くなっているのでしょうか。 全国平均の合計は出てますが、この部分に関してどうですか。
事務局	申し訳ございません。そこまでの確認はできておりません。
議 長	恐らくどこも低いのかもしれませんね。
議 長	他に質疑はありませんか。 無いようですので、これで本日の議題につきましては終了させていただきます。それでは、進行を事務局にお返しします。議事進行へのご協力ありがとうございました。
事務局	ありがとうございました。 次に 4 「その他」ということで、委員または事務局から何かございますでしょうか。
事務局	(事務局より、包括受託法人へのヒアリング結果及び地域包括支援センターの委託料に関する報告)
事務局	他に何かございますでしょうか。 ないようですので、これをもちまして、令和5年度第2回本庄市地域包括支援センター運営協議会を終了とさせていただきます。